

平成 6年 5月29日制定
平成17年 4月23日改正
平成20年 2月24日改正
平成21年 2月21日改正
平成29年 3月12日改正

理学部同窓会会員集会援助細則

(目 的)

第1条 本細則は、北里大学理学部同窓会正会員(以下、「本会正会員」という。)が次条の規定に基づき集会を開催したとき、集会に要した費用の一部を本会が援助することを目的として定める。

(援助対象)

第2条 第2条 援助の対象となる集会は本会の目的に合致したものであり、本会正会員が実施責任者としてつぎのいずれかの集会を開催した場合とする。

- (1) 同期会
 - (2) 30人以上の規模による集会で、参加者の60%以上を本会正会員で構成した集会
 - (3) 医療衛生学部同窓会会員と合同で開催する30人以上の規模による集会で、参加者の30%以上を本会正会員で構成した集会
- 2 前項の規定にかかわらず、同一主旨の集会に対する援助は原則として年1回とする。
- 3 援助の適否並びに援助額は理事会が決定する。

(申請方法等)

第3条 集会の実施責任者は、集会開催の2ヶ月前には申請書の提出を行うものとする。

- (1) 申請書などは、事務局で受け取るか本会のホームページからダウンロードする。
 - (2) 申請書の提出は、直接事務局に持参するかまたは郵送によるものとし、電話、FAX または E-mail などでの申込受付は行わないものとする。
 - (3) 申請書の提出により、当該名簿の一覧表およびタックシールの提供を受けることができる。
 - (4) 名簿一覧およびタックシールの提供に際しては、個人情報保護の観点から責任者3名の署名捺印を必要とする。
- 2 実施責任者は、申請した目的以外に個人情報を使用してはならない。
- 3 集会の連絡は住所不明者を除き、該当する本会正会員に対して行うものとする。

(本会ホームページへの掲載等)

第4条 集会の開催申請が承認された時点で本会のホームページへ掲載すること

- を基本とする。
- 2 実施責任者などの連絡先については、本人の了承に基づく掲載希望があれば掲載する。
 - 3 本援助を使用しない同期会などの開催予定についても掲載要望があった場合には掲載する。

(援助額)

- 第5条 援助額は集会開催のために要した案内印刷費および本会正会員あての郵送料として、本会正会員1人あたり200円とする。
- 2 第2条第1項第3号の集会における案内印刷費は、全対象者に対する本会正会員の割合を乗じたものとする。
 - 3 1件の援助対象本会正会員数が200人を超える場合は、201人以降は1人あたりの援助額を100円とする。

(援助金請求)

- 第6条 集会の実施責任者は、集会開催後から2ヶ月以内に会員集会に係る援助金請求を行うものとする。
- (1) 援助金請求書の提出は、直接事務局に持参するかまたは郵送するものとし、電話、FAXまたはE-mailなどでの受付は行わないものとする。
 - (2) 請求期限を過ぎた場合または提出書類に不備がある場合は援助を行わないことがある。

(報告義務)

- 第7条 前条の援助金申請には、会員名簿データベース更新のため、本会の個人情報保護方針に基づいて集会通知を送付した本会正会員に関する下記の事項を記載した名簿を必ず添えるものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 卒業年
 - (3) 卒業学部・学科
 - (4) 現住所（電話）
 - (5) 勤務先（電話）
- 2 前項の(1), (4), (5)号のいずれかに変更、訂正または削除要請には、名簿の該当部分に赤字で記入する。

(改 廃)

- 第8条 本細則の改廃は、理事会の過半数の同意を必要とする。

附 則

- 1 本細則は、平成6年5月29日より施行する。
- 2 本細則は、平成17年4月23日より施行する。
- 3 本細則は、平成20年2月24日より施行する。
- 4 本細則は、平成21年2月21日より施行する。
- 5 本細則は、平成29年3月12日より施行する。